

令和7年度「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」の一部改訂について

令和8年3月18日

鳥取県救急搬送高度化推進協議会事務局

- | |
|--|
| <p>○ 消防法第35条の5の規定に基づく、「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準(以下「実施基準」)」については、平成21年10月27日付総務省消防庁及び厚生労働省の通知により、少なくとも、1年ごとに調査・分析を行い、必要に応じて、見直しを行うこととされているところです。</p> <p>○ この度、各病院に「傷病者の症状等別の受入先医療機関調査」の結果を踏まえ、下記のとおり一部改訂案を取りまとめましたので、ご審議いただきますよう、お願いします。</p> <p>※今回一部改訂する実施基準は、令和8年4月からの運用開始を予定しております。</p> |
|--|

1 「実施基準」の一部改訂の概要

(1) 現行の実施基準からの主な改訂内容

- ・「2 分類基準に基づく医療機関リスト」の一部改訂
※各病院へ「傷病者の症状等別の受入先医療機関調査」を実施

(2) 改訂内容の詳細

- ・資料1-1「新旧対照表」及び資料1-2「改訂後全文」のとおり

2 「実施基準」の一部改訂に係る経緯

令和7年11月26日(水)～ 令和7年12月19日(金)	各病院へ傷病者の症状等別の受入先医療機関調査
---------------------------------	------------------------

3 今後のスケジュール(予定)

- 令和8年3月 関係機関に実施基準の改正通知
4月 「実施基準」(改正版)の運用開始